

(一)		(二)		(三)	
地域生活支援事業受給者証		支給決定の内容		注 意 事 項	
受 給 者	番 号	支給決定期間		<ol style="list-style-type: none"> 1 この証は、各ページをよく読んで大切に持っていてください。 2 この受給者証に係る地域生活支援事業のサービスを受けようとするときは、必ずこの証を本市の登録事業者に提示してください。 3 この受給者証に係る地域生活支援事業のサービスを受けるときの利用者負担の金額は、当該サービスに要した費用（食費等を除く。）の1割です。ただし、障害福祉サービス又は障害児通所支援に係る利用者負担額と合算して、二面の利用者負担上限月額欄に記載された金額が一月当たりの上限になります。 4 支給決定期間を経過したときは、サービスを利用できませんので、支給決定期間を経過する前に、本市にこの証を添えて、利用の再申請をしてください。 5 支給決定量の変更をする必要がある場合は、支給決定量の変更の申請をすることができます。 6 この証の1ページの記載事項に変更があったときは、14日以内に、この証を添えて、本市にその旨を届け出てください。 7 支給決定期間内に、住所を他の市町村の区域に移すと、この証は使えなくなります。 8 この証を破損したり、汚したり又は紛失したときは、速やかに届け出て、再交付を受けてください。 また、再交付を受けた後、紛失したこの証を発見したときは、速やかに、本市に返してください。 9 受給者の資格がなくなったときは、直ちに、この証を、本市に返してください。 10 不正にこの証に使用した者は、関係法令により処罰されることがあります。 	
	住 所	年 月 日から 年 月 日まで			
	フリガナ	支 給 決 定 量 等			
	氏 名				
	生 年 月 日				
児 童	フリガナ	重 度 障 害 者 等 就 労 支 援 特 別 事 業			
	氏 名				
	生 年 月 日				
交 付 年 月 日		年 月 日			
和歌山市七番丁23番地		利 用 者 負 担 割 合			
和歌山市		利 用 者 負 担 上 限 月 額		円	
電話 () —		(備考)			

(四)

番号	重度障害者等就労支援特別事業者記入欄		
1	事業所の名称		
	契約支給量	月	時間 分
	契約日	年	月 日
	契約解除日	年	月 日
2	事業所の名称		
	契約支給量	月	時間 分
	契約日	年	月 日
	契約解除日	年	月 日
3	事業所の名称		
	契約支給量	月	時間 分
	契約日	年	月 日
	契約解除日	年	月 日